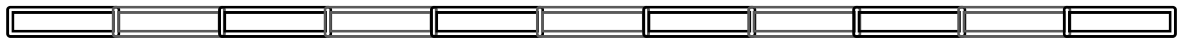


# 第 1 章 計画の基本的な考え方



# 1 計画の背景と目的

国立社会保障・人口問題研究所によると、我が国では、平成 47 年に総人口に占める高齢者の割合が 33.4%となり、「3人に1人が高齢者」になるという推計も出されており、高齢者の増加傾向が加速度的に進んでいくものと思われます。

平成 12 年にスタートした介護保険制度は、進行する高齢化や核家族化による家族の介護機能の低下などに対応し、高齢期の市民を支える制度として浸透・定着してきました。しかし、要支援・要介護認定者の増加やそれに伴う介護給付費の増加、認知症<sup>※</sup>高齢者の増加、在宅医療ニーズの増大、家族介護者の負担など、様々な課題は未だ山積しており、制度の持続可能性を確保しつつ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備することが喫緊の課題となっています。

また、国では平成 28 年に「我が事・丸ごと地域共生社会<sup>※</sup>実現本部」を設置し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成の実現のため、高齢者福祉における地域包括ケアの概念を、様々な分野に横断的に拡げていく方向性を示しています。15～64 歳の生産年齢人口の減少が進み、介護の担い手が減少する一方、高齢者の就労や社会参加への意欲が高まる中で、より多様な主体が地域の中に参画・連携することが重要になっています。

可児市（以下、「本市」という）では、平成 27 年 3 月に「可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第 6 期）」（平成 27～29 年）を作成し、「輪をつなぎ みんなで笑顔 つくる可児」という基本理念の下、2025 年を見据えた中長期的なサービス給付・保険料水準の推計を行い、また、日常生活の場となる圏域の中で、医療・介護・予防・生活支援サービス・住まいが包括的に提供される「地域包括ケアシステム<sup>※</sup>」の構築を図ってきました。

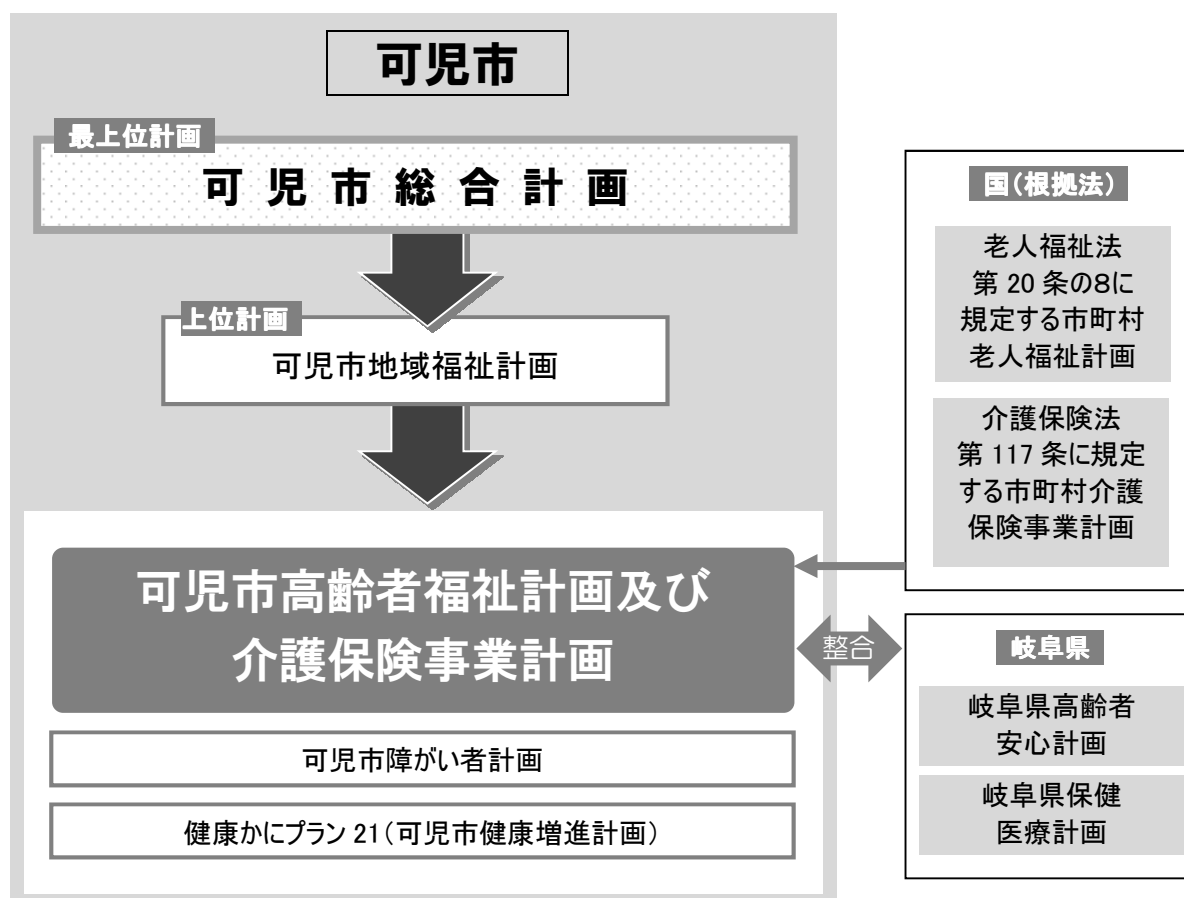
今回策定する「可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第 7 期）」（以下、「本計画」という）は、可児市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第 6 期）で定めた方向性を継続し、団塊の世代<sup>※</sup>が後期高齢者となる平成 37 年を見据え、介護保険制度が持続可能なものとなるよう、地域包括ケアシステムの深化<sup>※</sup>に向けた取り組みを進めます。

本計画書の文中において、「※」印がついている用語は、巻末に説明をつけています。（同じ用語が複数回出てくる場合は、初出のものだけに印をつけています。）

## 2 計画の位置づけ

「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条、「高齢者福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づき策定するものです。本市では、介護保険事業と高齢者福祉事業の円滑な運営を図るために、「介護保険事業計画」と「高齢者福祉計画」を一体的に策定します。

また、岐阜県の計画との整合性を図るとともに、「可児市総合計画」を最上位計画、「可児市地域福祉計画」を上位計画に位置づけます。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

また、中長期視点として、団塊の世代のすべての人が 75 歳以上の高齢者となる平成 37 年を見据え、施策を展開します。

H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年	H32 年	H33 年	H34 年	H35 年	H36 年	H37 年	H38 年
第 6 期											
		第 7 期(本計画)									
					第 8 期						
								第 9 期			

### 4 第 7 期計画のポイント

厚生労働省では、「全国介護保険担当課長会議」等を通じて、介護保険事業計画に関する制度改正の内容や方針を示しています。本計画では、こうしたことを踏まえて施策を推進します。

#### (1) 平成 37 年を見据えた計画の策定

持続可能な介護サービス<sup>\*</sup>・介護予防サービス<sup>\*</sup>の仕組みのため、前回計画から引き続き、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年を見据え、介護需要やサービス種類ごとの必要量見込みを算出し、そのために必要な保険料水準を推計します。

## (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

日常生活の支援が包括的に確保される仕組みである地域包括ケアシステムについて、第6期計画の考え方を継承しつつ、第9期計画（平成36～38年度）までを視野に入れ、さらなるシステムの深化・推進を図ります。

### ■地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法改正案等のポイント

#### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

・全市町村が保険者機能を発揮して自立支援・重度化防止に取り組むよう、

①データに基づく課題分析と対応

②適切な指標による実績評価

③インセンティブの付与

} を法律により制度化する。

#### 2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

・今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活機能」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設（「介護医療院」(P101 参照)）を創設する。

・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備する。

#### 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(介護保険法、社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法)

・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定するとともに、理念実現のための包括的な支援体制づくりを規定する。

・高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービス※を位置づける。

## (3) 医療計画との整合性の確保

地域包括ケアシステムを構築するための医療介護連携のキーワードとして、「生活者視点における切れ目のない医療介護サービス」「サービス提供者にとっての顔の見える関係づくり」等が重要になっており、第7期介護保険事業計画と同時期に見直される「岐阜県保健医療計画」（地域医療構想含む）との整合性を確保します。

## (4) 保険者機能の強化と地域マネジメントの推進

高齢者が、自らの能力に応じて地域の中で自立した生活を送ることや要介護状態となることを予防することといった介護保険制度の理念を踏まえ、以下のような必要な仕組みを経て、計画の策定及び施策の推進を進めます。

### ■介護保険制度の持続可能性の確保のための介護保険法改正案等のポイント

#### 1 現役並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- ・平成 30 年 8 月より、2 割負担者のうち現役世帯並み（本人の合計所得金額※220 万円以上を基本に設定）の所得がある人の負担割合を 3 割とする。

#### 2 高額介護サービスの見直し

- ・平成 29 年 8 月より、高額介護サービス費の第 4 段階（世帯の誰かが市区町村民税を課税されている世帯）の人の月額上限額を 37,200 円から 44,400 円とする。
- ・ただし、1 割負担者のみの世帯では、年間上限額（446,400 円）を設定する。（3 年間の時限措置）

#### 3 調整交付金の見直し

- ・介護給付費調整交付金（市区町村間において 1 号被保険者の内、75 歳以上が占める割合等の格差を調整するための交付金）の年齢区分を①65～74 歳、②75 歳以上の 2 区分から、①65～74 歳、②75～84 歳、③85 歳以上の 3 区分に細分化し、特に年齢が高い高齢者が多い市区町村に対して重点的に配分する。

#### 4 介護納付金における総報酬制の導入

- ・平成 29 年 8 月より段階的に、各医療保険者が納付する介護納付金（40～64 歳の保険料）について、被用者保険者間では「総報酬割」（報酬額に比例した負担）とする。
- ・また、平成 30～32 年にかけて、第 2 号被保険者負担率は、28%から 27%となる。

#### 5 介護保険適用除外施設における住所地特例の見直し

- ・介護保険の適用除外施設（障がい者支援施設や救護施設等）から介護保険施設に移った際に、適用除外施設が所在する市町村の負担が過度になり過ぎないように、適用除外施設の対象を見直し、住所地特例※を拡大する。